

主体	各主体の役割	指標の性格	Reduce	Reuse	Recycle
国民	【具体的な活動】 ・グリーン製品・グリーンサービスの選択 - 簡易包装の推進、過剰包装の自粛、エコバッグの利用 - 使い捨て製品の購入を控える - 再生品、詰め替え製品の優先的な購入 - リース制度の利用 ・分別収集への協力(ごみの減量化・リサイクル推進のため) ・地域の環境へ関心を持つこと ・環境教育・環境学習や環境保全のための活動への参加・協力等	目標	3R全般 ○循環型社会に向けた意識・行動の変化 ・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ人たち:約90% ・具体的に行動する人たち:約50% ●「環境にやさしい製品を買うように心がけている」等(意識調査:Q11、12) ○一般廃棄物の減量化 ・1人1日あたりに家庭から排出するごみの量:平成12年比約20%減 ●「詰め替え製品をよく使う」や「無駄な製品を買わないよう、レンタル・リースの製品を使う」等(意識調査:Q5) ●「中古品を扱う店やフリーマーケットで売買する」や「びん牛乳など再使用可能な容器を使った製品を買っている」等(意識調査:Q6)		
		推移モニタリング	◇詰め替え製品出荷率(洗剤)(※2) ◇レンタル・リース業の市場規模(循環ビジネス内訳)(※2) ◇レジ袋辞退率(マイバッグ持参率) ◇使い捨て商品販売量(割り箸/特に輸入)	◇中古品市場規模(※2) ◇リターナブルびんの使用量(※2)	
事業者	【具体的な役割】 ・資源価値の高い製品の引き取りや適正な循環の利用 ・グリーン製品・グリーンサービスの普及 ・環境ラベルや環境報告書などの作成と公表による事業活動に係る環境負荷及びその低減のための取組についての情報開示と提供等	目標	3R全般 ○一般廃棄物の減量化 ・1日あたりに事業所から排出するごみの量: 平成12年比約20%減 →今回の見直しに当たり、1事業所あたりではない形にすることも検討。 ○産業廃棄物の減量化 ・最終処分量:平成2年比約75%減 ○グリーン購入の推進 ・上場企業実施率約50%以上 ・非上場企業同約30%以上 ○環境経営の推進 ・上場企業実施率約50% ・非上場企業同約30% ○循環型社会ビジネスの推進 ・市場規模:平成9年比2倍 ・雇用規模:平成9年比2倍		
		推移モニタリング	◇詰め替え製品出荷率(洗剤)(※2) ◇レンタル・リース業の市場規模(循環ビジネス内訳)(※2)	◇中古品市場規模(※2) ◇リターナブルびんの使用量(※2) ◇「リユースカップ」導入スタジアム数	※1個別リサイクル法によるリサイクルの推進 ・資源有効利用促進法 再資源化率→パソコン:50%(デスクトップPC)等/小型二次電池:60%(ニカド電池)等 再生資源等利用率→紙製造業における古紙利用率:62%/ガラス容器製造業におけるカレット利用率:91% ・家電リサイクル法 再商品化目標→エアコン:60%/テレビ:55%/冷蔵庫:50%/洗濯機:50% ・建設リサイクル法 再資源化等率目標→コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材:95% ・食品リサイクル法 再生利用等実施率目標値→食品製造業:85%/食品卸売業:70%/食品小売業で45%/外食産業:40% ・自動車リサイクル法 自動車メーカー等によるエアバッグ類・シュレッダーダストの再資源化率:エアバッグ類:85%/シュレッダーダスト:30%(H17~)、50%(H22~)、70%(H27~)
地方自治体	【具体的な役割】 ・廃棄物の分別収集・適正処理 ・経済的手法などを必要に応じて適切に活用した3Rの推進 ・地域の取組のコーディネータ及び主たる推進者としての役割(NPO・NGO等の民間団体や事業者などと協力して) - 地域住民のライフスタイルの見直しの支援 - グリーン製品・サービスの購入の推奨 - 地産商品の購入の推奨 - 上記に関する情報提供 ・グリーン購入、環境管理システムの導入 ・地域における循環基本計画の策定等	目標	3R全般 ○グリーン購入の推進 ・実施率50%以上		
		推移モニタリング	3R全般 ◇地域の循環基本計画等策定数(環境基本計画内に循環関連の記述があるものも含む)(※3) >ごみ処理有料化実施自治体率 >リデュース(1人1日当たりのごみ排出量)取組の上位10位市町村	◇リサイクルプラザ設置数(※4)	>一般廃棄物リサイクル率 >集団資源回収量(一般廃棄物リサイクル率内訳) >リサイクル(リサイクル率)取組の上位10位市町村 >容器包装の分別収集の実施自治体率
連携	・行政・事業者・市民共同の環境学習機会の設置・充実 ・循環型社会の形成に向けた各主体間の連携・協働の場を支援する施策の推進等	目標			
		推移モニタリング	3R全般(※4) ◇地方自治体主催の環境学習・相互交流会の実施回数 ◇「地域からの循環型社会づくり支援事業」への応募件数、効果的フォローアップの検討・実施		

循環基本計画の策定による、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進

国	・国民、事業者、地方公共団体等とのパートナーシップを図りつつ、関連する法律の着実な施行を始めとする国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に推進 ・循環型社会形成のための各主体の活動への支援や情報の整備・提供など各種政策手法の適切な活用により、各主体の行動の基盤づくりを実施 ・事業者・消費者として循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行
---	---

【注釈】

- : 3R全般の取組
- : 現行の「循環基本計画」に盛り込まれている取組指標
- : 意識調査の項目に既に含まれている取組指標
- >: 循環基本計画以外で既存の施策の中で既に把握できているもの
- ◇: 新たな「循環基本計画」に盛り込むことが考えられる取組指標

※1: 現行の循環基本計画の最後に参考として添付されており、進捗状況についても点検結果に参考として盛り込まれている。

※2: 取組主体として、特に(供給者としての)事業者、(消費者としての)国民双方に係る指標。

※3: 都道府県・政令市レベルでは、前回点検時に調査済み。当時循環基本計画を策定していなかった自治体も、現在策定済みないし策定予定であり、全都道府県・政令市が循環基本計画(あるいはその内容を含む計画)を実施することになる。

※4: 現段階では正確に把握できていないものもあるが、今後アンケート等で把握することが望ましいデータ。